

記念館の改修の寄附金には ふるさと納税制度が適用されます

そのため、一定の限度額の範囲で税が全額控除され（下表参照）、実質自己負担2千円で多額の寄附（納税）（例えば、給与収入600万円、配偶者あり、扶養親族なしの場合、69,000円）ができることとなります。

全額控除される寄附額の目安（年間上限）

給与収入	独身	夫婦	共稼ぎ+子1人 (大学生)
300万円	28,000	19,000	15,000
400万円	42,000	33,000	29,000
500万円	61,000	49,000	44,000
600万円	77,000	69,000	66,000
700万円	108,000	86,000	83,000
800万円	129,000	120,000	116,000
900万円	151,000	141,000	138,000

今年と来年に分けて寄附していただき確定申告すれば、自己負担4千円で、138,000円の寄附ができます

(注) 詳しくは、総務

省のホームページ「ふるさと納税のしくみ」をご覧ください。

また、給与収入と家族構成、寄附金額を入力して、寄附金控除額を計算できる「寄附金控除額の計算シミュレーション」も用意されていますのでご活用ください（例えば、前述の給与収入600万円のケースの場合、10万円を寄附すれば、自己負担26,694円と計算できます）。

(参考)

1. 税控除には所得税からの控除と住民税からの控除があります。前者はふるさと納税を行った年の所得税から、後者は翌年度の住民税から控除されることになっています。
2. 寄附いただいた場合、お渡しする領収書を添付して確定申告をしていただくこととなりますが、確定申告書の寄附先は「山口市滝町1番1号 山口県」と記入してください。